

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	5	府省庁名 文部科学省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )	
要望項目名	(独)日本スポーツ振興センター(以下「センター」)が実施する優秀な選手・指導者を対象とする助成事業への寄附金。	
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)</p> <p>(独)日本スポーツ振興センター(以下「センター」)が実施する優秀な選手・指導者を対象とする助成事業への寄附金。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>センターが実施する優秀な選手・指導者を対象とする助成事業への寄附を、全額損金算入できる指定寄附とする。法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</p>	
関係条文	地方税法23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号	
減収見込額	(初年度) 2.1(単位:百万円) (平年度) 2.1(単位:百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>世界で競い合うトップアスリートの育成・強化を図るため、優秀なスポーツ選手・指導者に対する財政支援を強化するとともに、トップアスリートが安心して競技に専念することができる環境を整備する。また、草の根も含めた幅広い支援を募ることにより、スポーツ分野における寄附文化の醸成を図り、スポーツを基盤とする「新しい公共」の形成に向けて、広く社会全体でスポーツを支える機運を高める。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>文部科学省では、今後10年間のスポーツ政策の基本的な方針として「スポーツ立国戦略」を策定したところであり、その中で、オリンピックにおけるメダル獲得数の向上等具体的な数値目標を掲げている。</p> <p>我が国チームが諸外国に競り勝ち、優秀な成績を収めるためには、有望なアスリートに対して集中的に資源を投資する必要があるが、競技力向上のための民間資金として平成2年に設置されたスポーツ振興基金は、金利の低迷により、助成金が低迷している。</p> <p>さらに、厳しい経済状況により、選手や指導者に対する企業スポンサーからの支援が減少し、選手の自己負担が増大しており、必要な強化活動や専門的サポート(専属トレーナーやコーチ等)、将来に向けた職業能力育成等のための教育が十分に受けられないことが大きな課題となっている。</p> <p>このため、民間から広く寄附を集めるとともに、集めた寄附は基金原資への寄附とはせず、直接事業費に充てることし、寄附効果に即効性を持たせ、スポーツ立国戦略に掲げた数値目標を達成することが必要である。</p> <p>※参考1 スポーツ振興基金の運用益:平成21年度593百万円 個人助成の要望額:平成21年度約640百万円</p> <p>※参考2 「スポーツ立国戦略」に掲げる政策目標(抜粋)</p> <p>○ 今後の夏季・冬季オリンピック競技大会について、それぞれ過去最多(夏季37(アテネ)、冬季10(長野))を超えるメダル数の獲得を目指す。また、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会において、過去最多(オリンピック競技大会では、夏季52(北京)、冬季25(ソルトレークシティ))を超える入賞者数を目指す。さらに、将来を見据えた中・長期的な強化・育成戦略を推進する観点から、各ジュニア選手権大会のメダル獲得数の大幅増を目指す。</p>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 11 スポーツの振興 施策目標 11-3 我が国の国際競技力の向上
	政策の達成目標	優秀な選手・指導者に対する財政支援の強化を図るとともに、スポーツ分野における寄附文化を確立し、広く社会全体でスポーツを支える機運を高める。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	-
	同上の期間中の達成目標	-
	政策目標の達成状況	平成 21 年度におけるスポーツ振興基金への寄附実績 ・企業からの寄附実績：33 百万円 ・個人からの寄附実績：1 百万円
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 21 年度における寄附者数 ・企業：68 社
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	制度導入に伴う寄附金の見込み額（試算）：64 百万円 ※ 今回の税制改正により、64 百万円の収入が見込まれ、スポーツ振興基金の運用益（前年度実績 593 百万円）と合わせて下記の事業が達成できると考える。 ・選手の能力育成に必要な額（17 百万円） （現在の 10 倍規模を想定） 選手の強化活動に必要な額（640 百万円（21' 実績））
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	現行法令上、独立行政法人は特定公益増進法人に該当し、個人からの寄附については年間所得の 40% を限度として、寄附金から 2 千円を差し引いた金額が、寄附者の年間所得から控除される。また、法人からの寄附については、一般の寄附とは別枠で、損金算入限度額の範囲内で損金に算入される。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	世界で競い合うトップアスリートの育成・強化等のための経費として、平成 22 年度概算要求においては、12,132 百万円を要求している。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置はオリンピック及びアジア競技大会等への日本代表チームなどトップレベルチームの強化活動を主に対象とするのに対し、本要望は選手等個人の活動（強化活動、海外研さん・能力育成などの活動）を対象としている。
	要望の措置の妥当性	上記要望の措置は、以下の理由により妥当である。 ① 優遇措置の対象を優秀な選手・指導者への助成事業に対する寄附とし、支援の対象となった選手・指導者からの活動報告と組み合わせることにより、国民が具体的に支援内容をイメージしやすくなり、支援拡大の誘因となる。 ② 指定寄附とすることで寄附インセンティブが高まる。 ③ センター法 15 条 1 項 3 号に掲げる事業には、選手・指導者の能力育成のための教育に対する助成も含まれ、安定性・継続性が重視されるが、基金の運用益に加え、税制措置による支援とすることで安定的・継続的な支援が可能となる。
	ページ	5—1

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	新規要望
ページ	5—1